

評価委員会の所掌事務

1. 法人の業務の実績に関する評価（ゴシックは毎年行う必要のあるもの）

| 業務内容 | 時期 | 根拠条項 |
|--|---------|----------------------|
| 各事業年度における業務の実績についての評価 | 毎年 | 地方独立行政 法人法第28条 |
| 各事業年度における業務実績の評価結果の法人及び市長に対する通知 | 毎年 | 第28条 |
| 各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告(必要があると認める時) | 毎年 | 第28条 |
| 各事業年度における業務実績の評価結果の通知及び勧告内容の公表 | 毎年 | 第28条 |
| 中期目標期間における業務の実績についての評価 | 目標期間終了毎 | 第30条 |
| 中期目標期間における業務実績の評価結果の法人及び市長に対する通知 | 目標期間終了毎 | 第30条において 準用する第28条 |
| 中期目標期間における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告 | 目標期間終了毎 | 第30条において 準用する第28条 |
| 中期目標期間における業務実績の評価結果の通知・勧告の公表 | 目標期間終了毎 | 第30条において 準用する第28条 |

2. 市長からの意見聴取（ゴシックは毎年行う必要のあるもの）

| 業務内容 | 時期 | 根拠条項 |
|---|-------------------------------|--------------------------------|
| 業務方法書に対して市長が認可する際の意見 | 作成：設立時 変更：必要時 | 第22条第3項 |
| 市長による中期目標の作成・変更の際の意見 | 作成：設立時及び 目標期間終了毎 変更：必要時 | 第25条第3項 |
| 中期計画の作成・変更に対して市長が認可する際の意見 | 作成：設立時及び 目標期間終了毎 変更：必要時 | 第26条第3項 |
| 中期目標期間の終了時に市長が所要の措置を講ずる際の意見 | 目標期間終了毎 | 第31条第2項 |
| 市長による財務諸表の承認の際の意見 | 毎年 | 第34条第3項 |
| 中期計画で定める剰余金の使途に残余利益を充当するに当たって市長が承認する際の意見 | 必要時 | 第40条第5項 |
| 一定の積立金を次期の中期目標期間の業務の財源に充当するに当たって市長が承認する際の意見 | 必要時 | 第40条第5項 |
| 限度額を超えて短期借入をするに当たって市長が認可する際の意見 | 必要時 | 第41条第4項 |
| 短期借入の借換に当たって市長が認可する際の意見 | 必要時 | 第41条第4項 |
| 重要な財産の処分をするに当たって市長が認可する際の意見 | 必要時 | 第44条第2項 |
| 法人の役員の報酬等の支給基準に関する市長に対する意見の申出 | 設立時及び必 要時 | 第59条第1項に おいて準用する第 49条第2項 |